**○法務省告示第二百九十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表ＪＡ全農ミートフーズ株式会社の項中「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の下に「、食肉加工」を加える。

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社福原鋳物製作所 | 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三十二番四―八百四号 | 鋳造 |
| 株式会社富士建材 | 神奈川県川崎市麻生区上麻生五丁目一番七号 | コンクリート圧送施工 |
| 株式会社田中土建工業 | 神奈川県海老名市東柏ケ谷三丁目二十一番二十七号 | とび |

**○法務省告示第二百九十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 丸昇技研工業株式会社 | 岐阜県安八郡安八町東結五百八十五番地　機械加工 |

**○法務省告示第三百号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社アイエスジェイエンタープライズ | 岐阜県岐阜市上尻毛八幡百三十三番地の四　婦人子供服製造 |

**○法務省告示第三百一号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社東旭工業所 | 千葉県香取郡神崎町武田字瓜ケ作五百三十五番地 | 溶接 |
| 株式会社Ｍ．Ｅ．Ｆ．一 | 岡山県井原市七日市町三千九百八十九番地 | 畜産農業 |

**○法務省告示第三百二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表株式会社マキノの項中「溶接」の下に「、工場板金」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 同心染工株式会社 | 愛媛県今治市南宝来町二丁目一番地の七 | 染色 |

**○法務省告示第三百三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社グリーンシステム | 福島県福島市岡部字内川原三十三番地の四 | 鉄工 |

**○法務省告示第三百四号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社カヌチャベイリゾート | 沖縄県名護市字安部百五十六番地二 | ホテル業務 |
| リザンコーポレーション株式会社 | 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶千四百九十六番地 | ホテル業務 |

**○法務省告示第三百五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社下仁田物産 | 神奈川県海老名市柏ケ谷千四十七番地一 | 食品加工 |
| 神機建材株式会社 | 兵庫県たつの市龍野町日飼三百八十番地一 | 溶接 |

**○法務省告示第三百六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 大海工業株式会社 | 茨城県鹿嶋市平井千六十番地一 | とび |
| サンエイ株式会社 | 埼玉県新座市片山一丁目十三番四号 | 表装 |